

22. 船員の労働安全環境業務の現況

[1]船員法の適用状況

令和4年10月1日現在における管内の船員法適用船員数は、「表-1船員数等の推移(管内及び全国)」のとおり13,017人であり、全国に占める割合は、20.3%となっている。

これらの船員の主たる労務管理を行う事務所を管内に有している船舶所有者は、1,239事業者あり、所有する船舶数は、2,586隻となっている。

[2]船員法事務取扱状況

船員手帳交付等船員法関係事務は本局及び支局のほか、50指定市町村73事務所で取り扱っており、その取扱件数は「表-2 船員法事務取扱件数」のとおりである。

なお、管内における指定市町村の数は、全国の約2割を占めている。

[3]船員に係る未払賃金の立替払制度について

未払賃金の立替払制度の創設

昭和51年7月1日から陸上労働者と同様に海上労働者である船員についても未払賃金制度が創設(導入)されている。

未払賃金の立替払制度は、船舶所有者の事業が破産等の事由により倒産(事実上の倒産も含む。)したため、賃金が支払われないまま退職した船員に対して、未払賃金総額の100分の80相当額(立替払上限額296万円)を国が事業主に代わって支払う制度である。

また、この制度を利用することで、船員の生活の原資としての賃金が未払となることによる生活の破綻を防止し、生活の安定に寄与するものである。

[4]船員労働災害疾病の防止活動

国土交通省では、船員の災害・疾病防止活動を総合的かつ計画的に推進するため、「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき、5年毎に「船員災害防止基本計画」を定め、毎年「船員災害防止実施計画」を作成して船員災害防止に努めている。

当局では、この基本計画及び実施計画に定める諸対策を積極的に推進することで、船員災害の根絶を期している。

・当局管内における令和4年度の船員災害疾病発生状況は「表-3 管内船員災害疾病発生状況(船主別・職種別)」のとおりで、災害・疾病により3日以上休業した船員の人数は、延べ439人(以下の人数はすべて延べ人数)、千人率は33.7であり前年度に比べ、人数で143人、千人率で10.9ポイント増加した。災害・疾病それぞれの発生状況は災害が95人、千人率7.3となっており、これは前年度に比べ人数では8人減少し、千人率は0.6ポイント減少。災害のうち死亡(海中転落等による行方不明を含む)災害につながったものは3人で、前年度に比べ1人減少した。疾病は344人、千人率で26.4となつており、前年度に比べ人数で151人増加し、千人率では11.6ポイント増加した。

・毎年9月1日～9月30日までの1ヶ月間は、「船員労働安全衛生月間」として全国一斉、集中的に船員の災害・疾病防止活動を展開している。月間中には訪船指導、無料健康相談、訪船診療、船員災害防止大会、安全衛生講習会等の各種取組を実施している。なお、令和5年度における同月間の実施状況は「表-4 第67回船員労働安全衛生月間行事実施状況(局別)」のとおりである。

[5]「船員の働き方改革」の推進

令和3年5月、造船・海運・船員で構成する海事産業の基盤強化を図ることを目的に、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、国土交通省で行われてきた船員政策や内航海運政策に関する議論で示された方向性に基づき、船員法・船員職安法・内航海運業法が改正・施行されている。

なかでも、船員の長時間労働や長期乗船、労働時間の不適切な管理の実態、船員の心身への負荷などといった船員の労働環境における課題を踏まえ、「船員の労働環境の改善」「船員の健康確保」「船員の働き方改革の実現に向けた環境整備」を3つの柱として、関係政省令や通達の改正等の様々な施策が令和4年4月以降順次施行されており、船員の労務管理の適正化や健康確保を図ることとしている。